

第10次廃棄物処理基本計画の策定について

赤字は前回の審議会からの修正

計画の位置付け

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき策定する計画
- ・ 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき策定する計画
- ・ 埼玉県生活環境保全条例第18条の規定に基づき策定する計画

計画期間

令和8年度～12年度
(5年間)

目指す方向性

限りある資源を有効活用・循環させつつ、新たな価値を創出するサーキュラーエコノミー（循環経済）システムを確立

基本方針

- 1 資源循環を徹底し、新たな価値を生む
- 2 廃棄物を適正処理し、環境への負荷を低減する
- 3 災害廃棄物への備えと対応力を強化し、レジリエンスを高める
- 4 人口減少・少子高齢化に適応した、持続可能な体制を確保する

数値目標

分かりやすさを重視し、「循環活用量」から「再資源化量」に差し替えました

1 一般廃棄物

	R5	R12
	最新値	目標値
排出量	2,133千t	2,056千t
1人1日当たりの焼却量	614 g	565 g
最終処分量	82千t	79千t

2 産業廃棄物

	R5	R12
	最新値	目標値
再資源化量	4,811千t	5,000千t
最終処分量	155千t	143千t

3 食品ロス量

	R5	R12
	最新値	目標値
食品ロス量	177千t	162千t

施策体系

「Ⅰ サークュラーエコノミー（循環経済）の推進」の中に3Rも含まれていましたが、経済政策と環境政策に分けて体系化しました。

Ⅰ サークュラーエコノミー（循環経済）の推進

企業と連携した資源循環の推進	県内企業のサーキュラーエコノミー型ビジネスへの転換の促進
	廃棄物の再資源化の推進
サーキュラーエコノミー型製品・サービスの利用促進	

Ⅱ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

リデュース・リユースの推進	ごみを減らすライフスタイルへの転換促進
	食品ロス対策の推進
	環境教育等を通じた3R行動の推進
廃棄物の循環利用（リサイクル）の推進	建設廃棄物等の再資源化の推進
	市町村による循環利用の促進
	環境教育等を通じた3R行動の推進（再掲）
	セメント原料化等による再資源化の推進
	彩の国資源循環工場・環境整備センターを拠点とした資源循環の推進
バイオマス資源の有効活用の推進	農山村バイオマスの利活用
	下水汚泥の有効活用の推進
	廃棄物処理におけるエネルギーの有効活用の促進
県による率先行動の推進	グリーン購入の推進
	エコオフィス化の推進
	環境に配慮した公共事業の推進

Ⅲ 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の排出事業者及び処理業者への指導	排出事業者への指導強化	
	廃棄物処理業者等への適正処理の徹底	
	廃棄物処理施設への立入指導等	
	し尿・浄化槽汚泥処理施設への適正指導等	
	廃棄物に関する適正な審査	
不法投棄防止対策等の徹底	廃棄物処理施設の適正な整備の促進	
	不法投棄の未然防止、早期発見、早期対応	
有害廃棄物等の適正処理の徹底	廃棄物対策における広域連携	
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正処理の徹底	
	石綿廃棄物の適正処理の徹底	
	家庭から排出されるリチウムイオン電池等処理困難廃棄物の適正処理の推進	
安全・安心な最終処分場の運営・研究	使用済み太陽光パネルの適正処理の推進	県民コメントを踏まえて追加しました。
	安全・安心な県営最終処分場の運営	
	安全・安心な最終処分場の効率的な運営に資する研究	

Ⅳ 災害廃棄物への対応力強化

災害廃棄物処理の体制強化	災害廃棄物処理計画の実効性の確保
	関係団体・事業者との連携強化
施設の活用と処理能力の確保	産業廃棄物処理施設を活用した災害廃棄物の円滑な処理
	廃棄物処理施設の強靱化

Ⅴ 市町村のごみ処理体制の整備促進

市町村のごみ処理体制の整備促進	ごみ処理の広域化・集約化の推進
	ごみ処理会計制度の導入、ごみ処理の有料化の促進
	ごみのふれあい収集、戸別収集、集団回収の促進
	ごみ処理における人材不足の解消

計画（案）に対する県民コメントの結果

1 意見募集期間 令和7年12月15日(月)から令和8年1月14日(水)まで

2 寄せられた意見の件数 個人 5名、17件

3 意見の反映状況

A 意見を反映し案を修正したもの	2件
B 既に案で対応済のもの	5件
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	6件
D 意見を反映できなかったもの	1件
E その他（質問、賛否を表明しただけのもの等）	3件

4 県民コメントに対する主な対応

- 食品ロスの削減について、課題の記述がないとの御意見を踏まえ、「第1章第4節 課題」に、事業系食品ロスのうち外食産業で増加に転じる兆しがみられる旨を追記。
- 太陽光パネルのリサイクル体制の未整備、有害物質の処理について、記述がないとの御意見を踏まえ、「第4章第1節 III 廃棄物の適正処理の推進」に、太陽光パネルの適正処理に向けた処理体制の確立を進める旨を追記。